

## 主な用語の定義

### 「経営に関する事項」

経営状況や経営計画・方針、組織変更、新商品・サービス開発等をいう。

### 「労使協議機関」

事業所又は企業における生産、経営などに関する諸問題につき労働者ないし労働組合の意思を反映させるため、それらに対して使用者と労働者の代表とが協議する常設的機関をいう。通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたる。

### 「職場懇談会」

管理者と従業員が職場（課・グループなど）を単位として一定の業務運営、職場環境等について話し合うための会合をいう。ただし、労働組合が行う団体交渉は該当しない。

### 「苦情処理委員会」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。

### 「外部の機関等」

都道府県労働局（都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用均等室、労働基準監督署、公共職業安定所を含む。）、都道府県の機関（都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会を含む。）、裁判所（労働審判制度を利用した場合を含む。）、社外の機関や専門家（カウンセラー、弁護士を含む。）等をいう。

### 「常用労働者」

下記の①～③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇用されている者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ③ 日々雇用されている者又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者であって、前月及び前々月に各々18日以上雇用された者

なお、役員であっても常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者や、事業主の家族であってもその事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者は含む。

派遣労働者（派遣元事業所から派遣されてきている労働者）は除く。

### 「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）、他社からの出向社員を含む。

### 「パートタイム労働者」（平成26年調査）

正社員以外の常用労働者で、雇用期間の定めの有無や就業の時間や日数にかかわらず、事業所で「パートタイマー」、「パート」又はそれらに近い名称で呼ばれている者をいう。

### 「パートタイム労働者」（平成21年調査）

短時間勤務の正規労働者以外で、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者をいう。

### 「派遣労働者」

労働者派遣法（注）に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている者をいう。

（注）正式名称は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

### 「課長クラス」

1つの組織を運営する業務に従事する者をいい、これと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を含む。

### 「係長クラス」

業務において係員を指揮、監督する仕事に従事する者をいい、これと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を含む。

### 「パワハラ」

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超え

て、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

**「自己申告制度」**

従業員各人の能力、希望勤務等の申告、自己の業績の評価等を行わせる制度をいう。